

事務事業	79	区民主体のまちづくり・地区計画の推進					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	01	計画的なまちづくりの展開					
施策	02	地域の特性をいかした参加のまちづくり					
事業内容							
目的	区民の主体的なまちづくり活動を支援し、地区計画制度等を活用した協働のまちづくりを推進していきます。						
対象・手段	まちづくりパンフを作成し、まちづくりに関する普及啓発を図ります。 まちづくりの初動期には、必要に応じてまちづくり相談員を派遣し、助言・指導を行います。 10地区程度を想定し、まちづくり活動を具体的に支援します。 平成19年度末までに、新たに4地区において地区計画等のまちづくりのルールを定めます。						
成果(事業が意図する成果)							
区民のまちづくりに関する機運を高めるとともに、具体的なまちづくりのルールを定めることができます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
地区計画等の策定数(まちづくり構想等の任意のまちづくりルールを含む。)	地区計画等のまちづくりルール策定数/12地区	(平成19)	年度に (12地区)の水準達成				
地区計画等の策定区域面積(まちづくり構想等の任意のまちづくりルールを含む。)	地区計画等の策定区域面積/112ha	(平成19)	年度に (112ha)の水準達成				
		()	年度に ()の水準達成				
成果の達成状況							
	単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考	
事業成果指標	目標値1	地区	0.00	0.00	12.00	12.00	平成18年度末現在 10地区 98.4ha
	実績1	地区	0.00	0.00	9.00	10.00	
	= /	%	0.00	0.00	75.00	83.33	
	目標値2	ha	0.00	0.00	112.00	112.00	平成17年度末現在 9地区 91.4ha 参考 平成16年度末現在 8地区 88.8ha
	実績2	ha	0.00	0.00	91.40	98.40	
	= /	%	0.00	0.00	81.61	87.86	
	目標値3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	西新宿一丁目7地区において、地区計画を策定しました。 普及・啓発用のパンフレットを作成するとともに、シンポジウムを開催しました。						
平成18年度	新宿六丁目西北地区において、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく「街並み再生方針」を策定し、地区計画(再開発等促進区を定める地区計画)を策定するための手続き(都市計画法16条に基づく縦覧)に着手しました。						

部名称		都市計画部			課名称		地区計画課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
トータルコスト	事業費	千円	0	0	20,956	14,514		
	人件費	千円	0	0	50,028	57,960		
	事務費	千円	0	0	3,208	1,055		
	減価償却費等	千円	0	0	0	0		
	総計 = + + +	千円	0	0	74,192	73,529		
	受益者負担	千円	0	0	0	0		
	純計 = -	千円	0	0	74,192	73,529		
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源 = -	千円	0	0	74,192	73,529		
	特定財源		0	0	0	0		
	一般財源投入率 /	%	0.00	0.00	100.00	100.00		
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	6.00	7.00		
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00		
事業に関する検討課題								
<p>地域特性を活かしたまちづくりを推進していくためには、地区計画制度の活用が有効です。その上で任意のまちづくり構想やガイドライン等を活用したソフトなまちづくりの方がふさわしい地域もあります。こうした実情を踏まえると、適切な手法を選択しながら、柔軟にまちづくりを推進していくことが課題となっています。</p>								
評価基準に基づく評価と理由 「3・2・1」の3段階評価です。	達成度	3	具体的に1地区で街並み再生方針を策定することができました。					
	効率性	2	地区計画を策定するためには、利害関係者の同意や、都市計画法に基づく所定の手続きを経る必要がありますが、概ね効率的に進めています。					
	実施の成果	3	地区計画等の策定により、地域特性にふさわしいきめ細かなまちづくりを推進することができます。また、その過程においては、住民との協働というプロセスを踏むことができます。					
	行政の関与	3	住民のまちづくり活動に対する支援は、住民が主体的にまちづくりに参加する過程において必要です。更に、地区計画は区が都市計画で定めることから、積極的に関与することが妥当です。					
	妥当性	2	区内全域を対象に、まちづくりに関する普及・啓発を行いつつ、具体的な地区におけるまちづくりに関する機運や段階に応じて、適切な手段を選択しながら、まちづくりを推進していくことが必要です。					
	施策寄与度	3	地域特性に応じたまちづくりを計画的に推進していくことは、居住環境の改善や防災性の向上に寄与することができます。					
総合評価	地区計画等を活用したまちづくりルールを策定することにより、地域特性にふさわしいきめ細かなまちづくりを推進していくことができます。具体的に1地区で「街並み再生方針」を策定し、地区計画（再開発等促進区を定める地区計画）を策定するための手続きに着手することができたので、概ね計画どおりまちづくりを推進できました。						B 過年度評価	
							17年度 B 16年度 15年度 14年度	
改革方針							方向性	
	現在、多くの地区でまちづくり活動が展開されています。これらの地区における合意形成をより積極的に支援するとともに、新たな地区におけるまちづくりの相談も寄せられていることから、今後は、個別の地区におけるまちづくりの支援にあたり、区全体としてのまちづくりの視点にたった対応を検討していきます。						1 現状のまま継続	